

西播磨を巡るデジタルスタンプラリー 募集要項

1 趣 旨

西播磨地域は、風光明媚な海岸、緑豊かな森、中国山地から播磨灘に注ぐ揖保川・千種川など自然に恵まれており、「水」にまつわるスポット、山城、レトロな街並など観光資源が多数ある。西播磨地域の多様なスポットを観光資源として最大限活用したデジタルスタンプラリーを実施することで、西播磨地域への誘客促進、管内来訪者の回遊性向上、旅行消費額の増加を図る。

民間事業者の専門性、ノウハウ・経験等を活用し、効率的かつ効果的な事業実施のため、企画提案コンペを実施することとし、応募に関して必要な事項を以下のとおり定める。

2 事業概要

- (1) 事業内容 西播磨を巡るデジタルスタンプラリーの企画・提案及び実施
- (2) 仕様等 「西播磨を巡るデジタルスタンプラリー仕様書」のとおり
- (3) 事業費 2,400,000円以内（消費税及び地方消費税含む）
- (4) 事業実施期間 契約締結日～令和8年3月31日(火)

3 応募資格等

日本国内に主たる事業所等を有する民間企業、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有し、次に掲げる事項を全て満たしていること。

- (1) 西播磨地域（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）の観光情報に精通していること。
- (2) 次のいずれにも該当しない団体であること。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の各号のいずれかに該当する団体で、その事実があった後2年を経過していない者
 - イ 応募の日において、兵庫県の入札参加資格制限基準（指名停止、資格停止）に該当する者
 - ウ 応募の日において、破産手続、再生手続、または更正手続が開始されている者
 - エ 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - カ 暴力団若しくは暴力団の統制の下にある者

4 企画提案コンペに係る手続き

(1) 企画提案書等の提出

令和7年5月1日(木)から同年5月16日(金)までの間(土日を除く)に、事務局に持参または郵送すること。

なお、受付時間は、各日とも午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)とする。郵送により提出する場合は、5月16日(金)午後5時必着で提出することとし、電話により応募書類の到着を確認すること。

(2) 募集要項に関する質疑及び回答

ア 質疑

書面により質疑書を作成し（様式は任意）、令和7年4月30日（水）午後5時までの間に、事務局に持参、郵送、メール、ファックスなどにより届けること。持参以外の方法の場合、電話により文書等の到着を確認すること。

イ 回答

令和7年5月13日（火）午後5時までに西播磨県民局県民躍動室地域振興課ホームページにて回答する。

5 応募の手続き

(1) 提出書類

ア 申込書（様式1）

イ 資格調書（様式2）

ウ 「3 応募資格等」に関する誓約書（様式3）

エ 企画提案書（任意様式）

オ 経費積算見積書（任意様式）

※原則A4版縦長用紙横書き、左閉じとする。

カ 添付書類

(ア) 定款若しくは寄付行為及び登記証明書又はこれらに準ずる書類の写し

(イ) 令和5年度又は令和6年度決算書類の写し（貸借対照表、損益計算書等）

(ウ) 令和7年度事業活動の概要

(エ) 県税、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないことの証明書
（応募の日前3か月以内に交付されたもの）

(2) その他

ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

イ 提出された応募書類は審査のためのみに使用し、応募者には返却しない。

ウ 書類作成等、企画提案コンペにかかる一切の費用は、応募者負担とする。

6 審査及び受託業者の選定

仕様書に基づく企画提案書等の提出を求め、実績とあわせた内容審査により選定するコンペ方式とする。

(1) 審査会（プレゼンテーション）

委託事業者を決定するため、審査会を設置する。審査会の運用は、別に定める「西播磨を巡るデジタルスタンプラリー審査会設置要綱」によることとする。

ア 日程

令和7年5月下旬～6月上旬

（時間等詳細については、後日、参加申込者に連絡する。）

イ 場所

兵庫県西播磨総合庁舎（兵庫県赤穂郡上郡町光都 2-25）

(2) 審査方法

審査は、提出された企画提案書等及び応募者によるプレゼンテーションの内容に基

づき行う。採用する企画は、下記の評価基準により審査会構成員全員が個別に採点し、その合計点の最も高いものとする。同順位の企画が2つ以上ある場合は、委員長が指示する企画を採用する。

なお、応募者が一者だけの応募の場合は、基準点を総得点の60%と設定し、満たした場合のみ採用とする。

【評価基準】

① 事業適合性 ② 事業効果性 ③ 事業実行性 ④ 業務実績 ⑤ 経済合理性

(3) 審査結果の通知

結果は審査会終了後7日以内に書面で通知する。

7 その他

- (1) 委託業務の内容については、応募書類の内容や審査結果等をもとに、協議のうえ詳細を決定する。その際、企画内容等を一部変更する場合がある。
- (2) この企画提案コンペに係る事務は、兵庫県西播磨県民局県民躍動室地域振興課において処理する。
- (3) この要項に定めるもののほか、企画提案コンペの実施に必要な事項は別に定める。

8 問い合わせ先

兵庫県西播磨県民局県民躍動室地域振興課 森本
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25
電 話：0791-58-2132
F A X：0791-58-0523

附則

- 1 この要項は、令和7年4月23日より施行する。